

議員提出議案第 8 号

さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例の制定について

さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例を次のように定める。

平成 22 年 9 月 21 日提出

提出者	さいたま市議会議員	池田麻里
	同	高柳俊哉
	同	高木真理
賛成者	さいたま市議会議員	細川邦子
	同	原田健太
	同	添野ふみ子
	同	土井裕之
	同	高野秀樹
	同	阪本克己
	同	熊谷裕人
	同	丹羽宝宏
	同	三神尊志

さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例

自転車は、市民にとって身近な交通手段である。特に、さいたま市を含む埼玉県では市民一人当たりの自転車保有台数が全国でもトップクラスにあり、幅広い年齢層の市民が様々な目的や用途で自転車を利用している。

しかし、自転車には免許制度が無いこともあり、その安全な利用に関する教育の機会の確保が難しく、遵守すべき交通ルールや運転マナーが市民の間に十分に浸透しているとはいえない。

また、自転車の利用環境という点においても、我が国の道路は車道と歩道を主体に整備が進められてきたことから、自転車の通行スペースが十分には確保されていないなど、交通管理上難しい課題を抱えている。その一方で、近年、自転車は、高い経済性や効率性に加え、環境負荷の少ない乗り物として地球温暖化の防止や健康増進の観点から見直されている。

そこで、自転車も車両の一つであるという認識の下、自転車の安全な利用の促進と

いう観点から、本条例を制定し、市民生活の安全と福祉の向上に寄与するものとする。

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用について自転車利用者、市民、自転車小売業者、関係団体及び市の責務又は役割を明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関する基本事項を定めること等により、自転車の安全な利用に関する施策を総合的に推進し、もって自転車の安全な利用に関する意識の向上、自転車を安全かつ快適に利用できる環境の整備及び自転車に起因する事故の未然の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

自転車利用者 自転車を運転し、又は所有する者をいう。

市民等 自転車利用者を含む市民、自転車小売業者及び関係団体をいう。

自転車小売業者 市内で自転車の小売を業とする者をいう。

関係団体 交通安全の確立の実現を目的とした活動を行う団体をいい、自治会その他地域的な共同活動を行う団体を含むものとする。

学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び市長が別に指定する教育施設をいう。

(自転車利用者の責務)

第3条 自転車利用者は、道路交通法その他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車を運転する者は、特に次に掲げる事項を遵守することにより、歩行者の通行及び他の車両の交通の安全に危険を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないよう自転車の安全な利用に努めなければならない。

車道を通行するときは、当該車道の左側端を通行すること。

歩道を通行するときは歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の側方を通行するときは安全な間隔を保つとともに、歩行者の通行を妨げることとなる

ときは一時停止すること。

自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。

交差点を通行するときは、必要に応じ、一時停止又は徐行をするなど、安全な速度と方法で運転すること。

携帯電話用装置を保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して運転をしないこと。

かさをさし、又は物を持つこと等により安全な運転に必要な視野を妨げ、又は安定を失うような運転をしないこと。

イヤホン、ヘッドホン等の使用により安全な運転に必要な周囲の音又は声が十分に聞こえないような状態での運転をしないこと。ただし、難聴者が聴力を補うために補聴器を使用するとき及び公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信するためにイヤホン等を使用するときを除く。

夜間及び良好な視界が確保できないときは、前照灯をつけ、歩行者及び他の車両から認識しやすいようにすること。

前各号に掲げるもののほか、歩行者及び他の車両に危険を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

- 3 自転車利用者は、その利用する自転車について安全性を確保するために点検整備に努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、その利用する自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）に加入するよう努めるものとする。
- 5 自転車利用者は、市、警察機関、自転車小売業者又は関係団体が実施する自転車の安全な利用に関する施策、事業その他の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深めるとともに、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めるも

のとする。

（自転車小売業者の責務）

第5条 自転車小売業者は、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者に対し、自転車の安全な利用、点検整備等について適切な情報の提供をするよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市、警察機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用に関する施策、事業その他の活動に協力するよう努めなければならない。

（関係団体の役割）

第6条 関係団体は、市民に対し自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めるものとする。

2 関係団体は、市、警察機関又は自転車小売業者が実施する自転車の安全な利用に関する施策、事業その他の活動に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、自転車の安全な利用に関する総合的な施策を実施する。

2 市は、自転車の安全な利用について市民等の理解が深まるよう広報その他の啓発活動を行う。

3 市は、自転車の安全な利用の促進に資すると認められる市民等の健全かつ自主的な組織活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずる。

4 市は、自転車利用者に対し、自転車の点検整備を促進し、及び自転車損害保険等への加入を勧奨するよう努めるものとする。

（自転車の安全利用教育）

第8条 市長は、市民等及び学校と連携を図りつつ、効果的な自転車の安全な利用に関する教育（以下「自転車の安全利用教育」という。）の実施に努めるものとする。

2 市長は、自転車の安全利用教育に取り組む関係団体に対し、必要な支援を行うものとする。

（学校における自転車の安全利用教育）

第9条 市内の学校の設置者は、当該学校に在学する幼児、児童、生徒及び学生に対し、その発達段階に応じた自転車の安全利用教育を実施するよう努めるものとする。

(乗車用ヘルメット)

第10条 自転車を運転する者は、道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。以下同じ。)において自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児(6歳未満の者をいう。以下この条において同じ。)を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

2 幼児又は児童(6歳以上13歳未満の者をいう。以下この条において同じ。)を保護する責任のある者は、当該幼児又は児童が自転車(小児用の自転車を含む。)に単独で乗車するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 市長は、十分な安全性を有すると認められる乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車に係る利用環境の向上)

第11条 市長は、国、埼玉県及び市民等と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 市長は、自転車の安全な利用に関する総合的な施策の推進に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。